

建築設計業務等契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(指示等及び協議の書面主義)            第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(指示等及び協議の書面主義)            第2条 この契約書に定める指示、<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。</p> <p>2～3 略</p>
<p>(契約の保証)            第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。            (1)～(5) 略</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>	<p>(契約の保証)            第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。            (1)～(5) 略</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>

建築設計業務等契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(権利義務の譲渡等の禁止)</p> <p>第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p><u>3 受注者が前払金の使用等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(意匠の実施の承諾等)</u></p> <p><u>第7条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(履行期間の変更方法)</p> <p>第25条 <u>第18条、第19条第5項、第20条、第21条第2項、第22条第3項、第23条、第24条第1項、同条第2項、又は、第38条第2項の規定により、履行期間の変更を行おうとする場合における当該変更の期間は、</u>発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>	<p>(履行期間の変更方法)</p> <p>第25条 <u>履行期間の変更については、</u>発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>

建築設計業務等契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(業務委託料の変更方法等)            第26条 <u>第18条、第19条第5項、第20条、第21条第2項、第22条第3項、第24条第3項、又は、第38条第2項の規定により、業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、</u>発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第18条、第19条第5項、第20条、第21条第2項、第24条第3項、又は、第38条第2項の規定</u>により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p>	<p>(業務委託料の変更方法等)            第26条 <u>業務委託料の変更については、</u>業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>この約款の規定</u>により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p>
<p>(一般的損害)            第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。以下この条において「成果物等に係る損害」という。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた成果物等に係る損害(設計仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、発注者が負担する。</p>	<p>(一般的損害)            第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。以下この条において「成果物等に係る損害」という。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた成果物等に係る損害(設計仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、発注者が負担する。</p>

建築設計業務等契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p><u>(瑕疵担保)</u>  <u>第39条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。</u></p> <p><u>2～3 (新設)</u></p> <p><u>2 前項において受注者が負うべき責任は、第30条第2項(第36条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。</u></p>	<p><u>(契約不適合責任)</u>  <u>第39条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</u>  <u>(1) 履行の追完が不能であるとき。</u>  <u>(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u>  <u>(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</u>  <u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</u></p> <p><u>4 第1項において受注者が負うべき責任は、第30条第2項(第36条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。</u></p>
<p><u>第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第42条第1項、第42条の2第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p>	<p><u>(発注者の任意解除権)</u>  <u>第40条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第42条、第42条の2又は第42条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p>

建築設計業務等契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p><u>(発注者の解除権)</u>  <u>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</u>  <u>(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。</u>  <u>(3) 管理技術者を配置しなかったとき。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</u></p>	<p><u>(発注者の催告による解除権)</u>  <u>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</u>  <u>(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</u>  <u>(3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。</u>  <u>(4) 管理技術者を配置しなかったとき。</u>  <u>(5) 正当な理由なく、第39条第1項の履行の追完がなされないとき。</u>  <u>(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(発注者の催告によらない解除権)</u>  <u>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。</u>  <u>(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。</u>  <u>(3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。</u>  <u>(4) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u>  <u>(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</u>  <u>(6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</u>  <u>(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</u></p>

建築設計業務等契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p><u>(発注者の解除権)</u> <u>第41条</u> <u>(5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</u></p>	<p><u>(8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u>又は<u>暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u>が<u>経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。</u> <u>(9) 第44条又は第45条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</u></p>
<p>(暴力団排除に係る解除) <u>第41条の2</u> 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時土木設計業務等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が<u>暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)</u>第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。  (2) <u>暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</u>又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。  (3～(8) 略</p>	<p>(暴力団排除に係る解除) <u>第42条の2</u> 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>直ちに</u>この契約を解除することができる。 (1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時土木設計業務等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が<u>暴力団員</u>であると認められるとき。  (2) <u>暴力団</u>又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。  (3～(8) 略</p>
<p>(談合等による解除) <u>第42条</u> 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。 (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。 (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。 (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。</p>	<p>(談合等による解除) <u>第42条の3</u> 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、<u>直ちに</u>この契約を解除することができる。 (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。 (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。 (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。 (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。</p>

建築設計業務等契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</u>  <u>第43条 第41条各号、第42条各号、第42条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前4条の規定による契約の解除をすることができない。</u></p>
<p><u>(受注者の解除権)</u>  <u>第44条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</u>  <u>(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。</u></p>	<p><u>(受注者の催告による解除権)</u>  <u>第44条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p>
<p><u>(受注者の解除権)</u>  <u>第44条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</u>  <u>(1) 第19条の規定により設計仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。</u>  <u>(2) 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</u></p>	<p><u>(受注者の催告によらない解除権)</u>  <u>第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</u>  <u>(1) 第20条の規定により設計仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。</u>  <u>(2) 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</u>  <u>第46条 第44条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</u></p>

建築設計業務等契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(解除の効果)</p> <p><b>第45条</b> この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第36条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下この条及び次条において「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(解除の効果)</p> <p><b>第47条</b> この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第36条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が<b>業務の完了前に</b>解除された場合において、既履行部分(第36条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。</p> <p>3 略</p>



建築設計業務等契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(解除に伴う措置)</p> <p><b>第46条</b> この契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、<b>第42条、第42条の2、第42条の3第2項又は第43条</b>の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第36条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、<b>第44条又は第45条</b>の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金(第36条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、<b>第42条、第42条の2、第42条の3第2項又は第43条</b>の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第36条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p>	<p>(解除に伴う措置)</p> <p><b>第48条</b> この契約が<b>業務の完了前</b>に解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、受注者は、<b>第41条、第42条、第42条の2、第42条の3又は次条第3項</b>の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第36条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、<b>第40条、第44条又は第45条</b>の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が<b>業務の完了前</b>に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金(第36条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、<b>第41条、第42条、第42条の2、第42条の3又は次条第3項</b>の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、<b>第40条、第44条又は第45条</b>の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3 受注者は、この契約が<b>業務の完了前</b>に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約が<b>業務の完了前</b>に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第36条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第11条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p>

建築設計業務等契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。</p> <p>(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等            契約の解除が<u>第42条、第42条の2、第42条の3第2項又は第43条の規定</u>による場合は受注者が負担し、<u>第44条又は第45条</u>の規定による場合は発注者が負担する。</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が<u>第42条、第42条の2、第42条の3第2項又は第43条</u>の規定による場合は発注者が定め、<u>第44条又は第45条</u>の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。</p> <p>(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等            この契約の解除が<u>第41条、第42条、第42条の2、第42条の3又は次条第3項</u>による場合は受注者が負担し、<u>第40条、第44条又は第45条</u>による場合は発注者が負担する。</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が<u>第41条、第42条、第42条の2、第42条の3又は次条第3項</u>の規定による場合は発注者が定め、<u>第40条、第44条又は第45条</u>の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p><u>8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。</u></p>
<p><u>(履行遅滞の場合における損害金等)</u>  <u>第40条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。</u></p>	<p><u>(発注者の損害賠償請求等)</u>  <u>第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</u>  <u>(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。</u>  <u>(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。</u>  <u>(3) 第41条、第42条、第42条の2又は第42条の3の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。</u>  <u>(4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p><u>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u>  <u>(1) 第41条、第42条、第42条の2又は第42条の3の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。</u>  <u>(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</u></p>

建築設計業務等契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u>  <u>第41条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</u>  <u>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</u>  <u>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</u>  <u>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</u></p>	<p><u>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</u>  <u>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</u>  <u>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</u>  <u>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p><u>4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</u></p>
<p><u>第41条</u>  <u>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第37条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額とする。</u></p>	<p><u>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相應する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額とする。</u></p> <p><u>6 第2項の場合において、第4条の規定(第42条第8号及び第42条の2の規定によりこの契約が解除された場合にあつては第4条第1項第1号又は第2号の規定)により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</u></p>

建築設計業務等契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(損害賠償の予定)</p> <p><b>第47条</b> 受注者は、第43条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。</p> <p>2 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明かとなった場合においても、同様とする。</p>	<p>(損害賠償の予定)</p> <p><b>第49条の2</b> 受注者は、<b>第42条の3</b>第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。</p> <p>2 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明かとなった場合においても、同様とする。</p>
<p><b>第40条</b></p> <p><b>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第31条第2項(第36条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</b></p>	<p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p><b>第50条</b> 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第44条又は第45条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第31条第2項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(契約不適合責任期間等)</p> <p><b>第51条</b> 発注者は、引き渡された成果物に関し、第30条第3項又は第4項(第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。</p> <p>2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</p> <p>3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</p>

建築設計業務等契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(瑕疵担保) 第40条 5 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>6 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>	<p><u>4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</u></p> <p><u>5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</u></p> <p><u>6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</u></p> <p><u>7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>8 引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u></p>
<p>(保険) 第48条 受注者は、設計仕様書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。</p>	<p>(保険) 第52条 受注者は、設計仕様書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。</p>
<p>(賠償金等の徴収) <b>第49条</b> 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期限を経過した日から業務委託料支払いの日まで年10.75パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。</p>	<p>(賠償金等の徴収) <b>第53条</b> 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期限を経過した日から業務委託料支払いの日まで年10.75パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。</p>
<p>(契約外の事項) <b>第50条</b> この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p>	<p>(契約外の事項) <b>第54条</b> この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p>